



青森県報

号外第十一号

平成十四年三月一日（金曜日）

目次

告示

- 技能検定試験の施行……………(開発・能力)：一
- 右 同……………(同)：三
- 建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定……………(建築住宅課)：四

示

青森県告示第七十七号

平成十四年度前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

2 (三級)

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、和裁（和服製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真作業）、フラー装飾（フラー装飾作業）

3 (三級)

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、和裁（和服製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業）、

- 1 (一級及び二級)
 - 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業）、盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、
 - 放電加工（形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工）

二 実施期日

1 実技試験は、平成十四年六月十二日（水）から同年九月八日（日）までの間に
おいて、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成十四年八月二十五日（日）午前十時に実施する職種

(一級及び二級)

産業車両整備（産業車両整備作業）、防水施工（シーリング防水工事作業、
FRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、塗装（建築塗装
作業、金属塗装作業）

(三級)

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、和裁（和服製作作業）

(二) 平成十四年八月二十五日（日）午後一時十五分に実施する職種

(一級及び二級)

プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）

(三) 平成十四年九月一日（日）午前十時に実施する職種

(一級及び二級)

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤
作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（製缶作業、
構造物鉄工作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、内装仕上げ施工（ラ
スチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事
作業、ボード仕上げ工事作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）

(三級)

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤
作業、マシニングセンタ作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工
事作業、カーペット系床仕上げ工事作業）

(四) 平成十四年九月一日（日）午後一時十五分に実施する職種

(一級及び二級)

電子機器組立て（電子機器組立て作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シ
ート仕上げ作業）

(三級)

電子機器組立て（電子機器組立て作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シ
ート仕上げ作業）

(五) 平成十四年九月四日（水）午前十時に実施する職種

(一級及び二級)

写真（肖像写真作業）

(六) 平成十四年九月八日（日）午前十時に実施する職種

(一級及び二級)

造園（造園工事作業）、放電加工（形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放
電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ
作業、機械組立仕上げ作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、
タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（表具
作業、壁表作業）

(三級)

造園（造園工事作業）

(七) 平成十四年九月八日（日）午後一時十五分に実施する職種

(一級及び二級)

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、強化プラスチック成形（手
積み積層成形作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、フラー
装飾（フラー装飾作業）

(单一等級)

塗料調色（調色作業）

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。
2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受験人員により会場数が
削減される場合もある。

青森市
弘前市
十和田市

製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木
製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、左官（左官作業）、畠製
作（畠製作作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着
シート仕上げ作業）

四 受検申請書の提出期限

平成十四年四月四日（木）から同月十七日（水）まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会で交付する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工観光労働部労政・能力開発課（電話青森七三四局九四一五番）又は青森県職業能力開発協会（電話青森七三八局五五六一一番）へ問い合わせること。

青森県告示第七十八号

平成十四年度全期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十八条第三項の規定により公示する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

一 実施職種

三級、基礎一級及び基礎二級

さく井（パーカッショニ式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物铸造作業、銅合金铸造作業、軽合金铸造作業）、鍛造（ハンマー型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めつき（電気めつき作業、溶融亜鉛めつき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業）、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工）、工作業）、染色（糸染色作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服縫製作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット

印刷作業）、製本（書籍製本作業、雑誌製本作業、事務用品類製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業）、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

二 実施期日

1 実技試験は、平成十四年四月一日（月）から平成十五年三月三十一日（月）までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験は、平成十四年四月一日（月）から平成十五年三月三十一日（月）までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

四 受検申請書の提出期限

随時受け付けをする。

五 その他検定に関する必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会で交付する。

青森市大字野尻字今田四三の一
青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工観光労働部労政・能力開発課（電話青森七三四局九四一五番）又は青森県職業能力開発協会（電話青森七三八局五五六一一番）へ問い合わせること。

青森県告示第七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号。以下「法」という。）第七条の三第一項及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

用 途	規 模	欄
一 中間検査を行う区域 青森県の区域（青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く。） 二 中間検査を行う期間 平成十四年四月一日から平成十七年三月三十日まで 三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、組積造、補強コンクリート ブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 (法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物及び第八十五条の規定の適用を受ける建築物を除く。) のうち、次の表の上欄に掲げる用途に供する建築物で当該下欄に掲げる規模のものとする。		

建築物の構造	特 定 工 程	特定工程後の工程
1 木造		
2 組積造及び補強コンクリートブロック造	軸組工事（軸組壁工法にあっては柱組工事、木質にあってはプレハブ工法にあっては木質工法）及び屋根工事	仕上げ工事（特定工事に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事）
3 鉄骨造	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）の配筋工事	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）のコンクリート打設工事
4 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）の配筋工事又は取付工事	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）のコンクリート打設工事

この告示は、平成十四年四月一日から施行し、同日以後に法第六条第一項の規定による確認の申請がされた建築物及び法第六条の二第一項の規定による確認を受けるための書類の提出がされた建築物について適用する。

3 学校、図書館、博物館、美術館、スキー場、ボーリング場、水泳場又はスポーツの練習場

又はその用途に供する部分が三階以上の階にあるものの面積の合計が二千平方メートル以上のもの

青森市長島二丁目一番一号	発行所・发行人
青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人